

# 店舗の外観、内装の 知的財産としての保護 —意匠法の改正と商標審査基準の改訂

弁護士 草地 邦晴

## 1 はじめに

事業者が展開する店舗の外観や内装については、法的保護を図るべきニーズが高いと言われてきた。米国においては、店舗の外観や内装は、いわゆる「トレードドレス」として保護されている例があるが、我が国では産業構造審議会などで組上には上がるものの、その定義が確立されていないとか、保護対象も定まっていないなどとして、導入は見送られてきた<sup>1</sup>。その間に、実務的には不正競争防止法による保護(役務に関する商品等表示)を認めた事例なども現れていたが、今般、意匠法の分野において、建築物や内装を保護の対象とする改正が行われ、商標法の分野においても、審査基準が改訂され、店舗外観や内装を登録しやすい環境が整えられたと言える。

そこで、今回はこれらについて整理し、紹介したい。

## 2 従前の保護の状況

### (1) 意匠法

改正前の意匠法においては、意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」(2条1項)と定義されていた。「物品」とあることから不動産は対象とならないとされ、また「工業上利用することができる」(3条1項柱書)ことが登録要件とされていたため、工業的技術を利用して反復して大量生産できない不動産は登録が認められていなかった。そのため、組立式店舗などの例外的な場合を除くと、基本的に建築物について意匠登録は認められていなかった。また、「1意匠1出願の原則」から、「組物」(8条)(これも「物品」に限定されていた)に該当しない内装についても、意匠登録は認められていなかった。

### (2) 商標法

商標法においては、平成8年改正において「立体的形状」が、平成26年改正において「色彩」「位置」が、それぞれ商標の構成要素として取り入れられたことから、店舗の外観や内装が、商標登録される余

地は従前からあった。実際、株式会社コマダの喫茶店店舗の外観(登録番号5851632)、株式会社セブンイレブン・ジャパンの店舗外観の色彩(登録番号5933289)、山崎製パン株式会社の店舗における帯状の配色を組み合わせた商標の位置(登録番号6034616)などの登録が知られている。

しかし、その登録審査基準においては、建築物、店舗の形状そのものの範囲をでないで認識される場合には、3条1項3号または6号に該当して登録要件を欠くものとされており、その使用によって識別力を獲得した場合(3条2項)以外は、登録が認められない。

また、内装において、立体的形状、色彩、位置などで出願しようとしても、願書の記載上、どうしても店舗の内側の一部を一方向から描くような描き方にならざるを得ない場合があり、立体的形状の輪郭の全てを明確に表現することができない(枠で切れてしまう)。しかし、こうした場合も審査基準において3条1項柱書の要件を満たさないものとされて登録が認められなかった。願書に詳細な説明を記載することで補充することや、出願にかかる標章とその他の部分の描き分けも認められていなかったため、実務的には、登録を受けられる場合は限定されており、利用しにくかった。

### (3) その他の保護の可能性

現在の取引では、建物やその一部の形状は、工業的に複製が可能で、優れた新規性のある形状にはそれ自体知的財産としての保護の必要性が高くなっている。また、店舗外観や内装の形状は、そのサービスの出所を表示し、そのブランド力によって顧客が誘引されるため、模倣を防止し、法的保護を与える必要性が認識されている。しかし、法制度が追いついていなかったため、例えば著作権法や不正競争防止法の適用により、保護を求めた事案が現れ<sup>2,3</sup>、これらによって法的保護の可能性は認められたものの、その保護要件は非常に厳しく、他方で適用範囲が不明確であることや公示の問題も感じられるところであった。その意味では、やはり意匠法、商標法による適切な規律と保護が求められていたと言って良い<sup>1</sup>。

## 3 意匠法改正(2020年4月1日施行)

こうした状況の中で、今般施行された意匠法改正において、意匠の定義が次のとおり改正された<sup>4</sup>。

「(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部

分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)、建築物(建築物の部分を含む。以下同じ。)の形状等又は画像(略)であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
  - 一 (略)
  - 二 意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

(以下略)

「組物の意匠」(8条)も改正されて、物品だけではなく「建築物または画像」においても組物の意匠登録が可能となり、さらに次のとおり「内装の意匠」も新設された。

#### 「(内装の意匠)」

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(略)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

登録に関するものを含む関連諸規定も改正され、建築物全体、その一部、さらには内装についても、意匠登録することが正面から認められることとなったものである。

#### 4 商標審査基準改訂(2020年4月1日出願以降に適用)<sup>56</sup>

次に、登録商標としての保護に関しては、立体商標の制度運用が見直され、基準が改訂された。

出願にあたっての大きな変更点は、商標登録を受けようとする立体的形状とその他の部分を描き分ける方法(前者を実線で、後者を破線で描く等の方法)が可能となった点である。この場合、願書には「商標の詳細な説明」欄を設けて、説明を行うことが必要である。部分意匠において実線と破線で特定をして「意匠の説明」に記載を行うのと同様の記載が可能となった。

また、前記した立体商標の端が商標記載欄の枠で切れてしまうような場合には、「商標の詳細な説明」欄に、立体的形状の内部の構成を表示した立体商標であることを記載することで登録が可能となり、その記載方法や具体例が明らかにされた<sup>7</sup>。

なお、立体商標としての識別力の有無に関しては、従来の扱いから基本的に変更されるものではないが、「商標が、商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないか」の判断方法が審査基準に追記された。また、保護の対象となりうるものが、建築物の形状だけではなく「内装の形状」が含まれ、建築物に該当しない店舗等、例えば、移動販売車両や観光列車、旅客機、客船などの内装を含む形状についても含まれることが追記された<sup>8</sup>。

これらの基準改訂により、店舗の外観や内装について、商標登録がしやすい環境が整えられたと言えよう。

#### 5 今後の動向

改正意匠法による建築物と内装の意匠登録出願件数は、令和2年7月1日時点で、すでに133件、98件に至っているという<sup>9</sup>。今回の意匠法改正と商標審査基準改訂により、店舗の外観、内装に関する登録が促進されていくことは間違いがなからう。

一方で、意匠登録と商標登録が交錯する場面も増加しうることが予測される。立体商標としての登録については、使用による識別力の獲得が不可欠であるが、更新により永続的な保護も与えられうる。意匠登録には識別力は不要だが、新規性を有することが必要で、保護期間も25年(改正後)に限定される。場合によっては、新規性のある内装を意匠登録した上で事業展開し、使用による識別力が獲得された後で商標登録するような場合もあり得よう。模倣がなされた場合の類否判断にどのような差異を生じうるのか、といった点も問題となりうるところで、登録審査の実務とともに、侵害判断についても、今後注意していく必要がある。

- 1 株式会社サンビジネス『平成30年度 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 店舗の外観等(トレードドレス)に関する制度・運用についての調査研究報告書』(平成31年3月)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken\\_kouhyou/2018\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2018_01.pdf)
- 2 大阪高判平成16年9月29日(グルニエ・ダイン事件)  
[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=10051](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=10051)  
高級注文住宅を設計、販売する会社が、これを模倣されたと主張して、著作権に基づく建築の差止めを求めたが、裁判所は、『建築の著作物』として保護される建築物とは「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合」をいうとして、棄却した。
- 3 東京地決平成28年12月19日(コメダ珈琲店事件)  
[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=86545](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=86545)  
喫茶店のチェーン店を展開する会社が、店舗の外観が「商品等表示」(不競法2条1項1号)に該当するとして、類似する外観を有

- 
- する店舗に対してその使用差止めを求める仮処分を申立てたところ、これが認容された。
- 4 詳細については、特許庁の令和元年意匠法改正特設サイトに詳しい。  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou\\_kaisei\\_2019.html#kaisei](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html#kaisei)  
なお、今般の意匠法改正は極めて重要な内容を含む大改正であり、このほかにも画像の保護の他、存続期間の延長、複数意匠一括出願、間接侵害の対象拡大等、多岐に渡っている。
  - 5 特許庁「商標審査基準〔改訂第15版〕について」(令和2年3月)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/15th\\_kaitei\\_2019.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/15th_kaitei_2019.html)
  - 6 特許庁「立体商標の見直し(店舗等の外観・内装の保護を含む)に関するQ&A」  
[https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/rittai\\_faq.html](https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/rittai_faq.html)
  - 7 特許庁「商標審査便覧 49.01 立体商標の願書への記載について」  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/49\\_01.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran/document/index/49_01.pdf)
  - 8 改定後の商標審査基準第1 五 八
  - 9 特許庁審査第一部意匠課「改正意匠法に基づく新たな保護対象についての意匠登録出願状況」(令和2年7月13日)  
[https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyou\\_kaisei\\_2019/shutsugan-jokyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/document/isyou_kaisei_2019/shutsugan-jokyo.pdf)